

平成13年度第5回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成13年8月28日(火)

13:15~16:30

全建総連厚生会館 5階大会議室

開会の挨拶 (勝野経営管理部参事)

議 事

1 議事概要書署名委員の指名

- ・委員長より、小木曾綾子委員、川島三栄子委員、山田正委員を署名委員として指名。

2 再評価実施箇所の詳細説明及び審議(河川事業[河川課所管分])

- ・再評価箇所 広域基幹河川改修事業(久々利川)
- ・説明者 河合河川課技術課長補佐

〈審議内容〉

Q)工事が完成すれば、30年から50年の確率の降雨に対して安全となるのか。

A)説明図面中の新渡瀬橋までが、50年確率、時間雨量約75mmの降雨に対して安全となり、その橋より上流部については、30年確率、時間雨量約60mmの降雨に対して安全となります。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

3 再評価実施箇所の詳細説明及び審議(下水道事業[上下水道課所管分])

- ・再評価箇所 公共下水道事業(関ヶ原処理区)
- ・説明者 斎藤関ヶ原町下水道推進室長
- ・再評価箇所 公共下水道事業(湯之島処理区)
- ・説明者 細江下呂町上下水道課主幹
- ・再評価箇所 特定環境保全公共下水道事業(苗木処理区)
- ・説明者 桃井中津川市下水道課長
- ・再評価箇所 特定環境保全公共下水道事業(武芸川処理区)
- ・説明者 古田武芸川町水道課長
- ・再評価箇所 特定環境保全公共下水道事業(蛭川処理区)
- ・説明者 山田蛭川村基盤整備課長

〈審議内容〉

下水道-1

Q)第5次総合計画で目標人口が修正され下水道事業の見直しが必要とあるが、具体的にはどういうことか。

A)目標人口を12,000人と想定していたが、第5次総合計画の策定にあたり平成22年度における人口が9,100人と下方修正されたため、処理場の規模等の見直しを考えています。

下水道-2

Q)処理人口は、当初全体計画に対して修正を行わないということですが、観光客入り込み客数はどの程度見込んでいるのか。

A)処理人口7,200人の内訳は、定住人口2,100人、宿泊人口4,400人、日帰り人口700人です。温泉の処理も対象としているため、観光客に対しての処理量が多くなります。

Q)年間の観光客数はどれくらいなのか。

A)年間120万人です。

Q)100万人とか、120万人とかいろいろな数値があるが。

A)入湯税より算出している数値です。

Q)観光客数はどの程度落ち込んでいるのか。

A)現在は120万人です。年間160万人が最大でした。

下水道-3

Q)処理場の位置を変更されたようだが、どういった問題からか。

A)一部土地所有者が反対されたため、地元と相談し付知川と狩宿川の合流地点の上流に変更し

ました。

Q) 10年間事業を実施し30%程度しか出来ていないがどうしてか。

A) 全体150haで現在50haで33%程度となっていますが、これから処理場が出来るまでには、80%として行きたいと考えています。

下水道－4

Q) 処理場にある、現場操作盤、自家発電設備のエレベーションはどの程度なのか。

A) 処理場は本流のすぐ隣ではなく、処理水は枠の手川を経由して本流に注ぐようになっており、堤防等にも囲まれており安全となっています。

Q) パンフレットに記載されている管渠施設の欄に、マンホールポンプ1ヶ所と記載されているが。

A) マンホールポンプの数量は、現在12ヶ所であり、今年度10ヶ所を予定しております。パンフレットは事業の当初に作成したものであり、内容が変わってきております。

Q) 浄化センターの用地買収に苦労があったそうだが、どのような反対意見であったのか。

A) 汚いイメージにより、周辺地価の下落など建設反対の陳情があったが、最終的には補償費の支払いで解決した。現在出来ている浄化センターは、きれいであり、臭いも無く理解を得られていると思われま。

Q) 寺尾地区においては、最終的に公共下水道計画から外れたことに対して、地元の了解は得られているのか。

A) 合併浄化槽を設置された家庭に対しては、国、県の補助をはじめ、町からも独自の追加補助金を支払いすることで地区懇談会で話し合い、同意・了解を得ています。

下水道－5

Q) 農業集落排水事業から特定環境保全公共下水道に変えたときに地元で問題はなかったか。

A) 処理場を作る必要が無くなったため用地の取得が無くなり問題はなかった。ただ、集合処理から外れて個別処理になった地区で一部問題があったが、現在は納得され問題はありません。

下水道全体

Q) 一覧表の文面でのことだが、社会状況や地元情勢の変化の欄等で、微妙に各事業箇所により文面が違っているが、統一的な表現が必要ではないか。

各市町村間で調整するように指導しているのか。

A) 各市町村が事業主体であり、それぞれで評価をしている。指導を行っている上下水道課で細かくチェックすべきかもしれないが、各市町村の表現を尊重しています。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

4 再評価実施箇所の詳細説明及び審議(農業農村整備事業[農山村整備政策課所管分])

・再評価箇所 県営農村活性化住環境整備事業(甘原(つづはら)地区)

県営中山間地域農村活性化総合整備事業(飛驒川上流地区)

・説明者 石黒基盤整備部参事兼農山村整備政策課長

〈審議内容〉

農業農村－1

Q) 農村公園はどういった整備をするのか。

A) 芝生広場、トイレ、フラワーパークなどを整備しています。

Q) 誰が使うのですか。

A) 地域内の農家の方の他、一般の方すべてです。

Q) 何をするのですか。

A) 芝生広場やフラワーパークでのふれあいなどです。

Q) 周りに自然がいっぱいあるのに必要があるのですか。

A) 甘原地区については、地域住民が集まる場所が少ないことから、地元からの要望を取り入れて整備しています。

Q) 住環境整備事業と中山間総合整備事業の要件の違いを教えて欲しい。

A) 県営中山間地域農村活性化総合整備事業は、特定農山村、過疎、山振地域等の地域要件と、60ha以上の受益面積が要件となり、県営農村活性化住環境整備事業は、地域要件はありませんが20ha以上の圃場整備面積が必要となります。

Q) 都市部からの距離に関する要件はあるのか。

A) 距離に関しての要件はありません。

Q) 遊水池的な施設を事業で取り組んで欲しい。

A) 農政での事業では採択が出来ませんが、今後、国への要望や県単独事業での取り組みを考えたいと思います。

- Q)水辺環境整備とはなにをするのか。
A)圃場整備の一環として整備をしていますが、資料の写真は一例です。
Q)宅地の創設に伴う費用はどうなっているのか。
A)住宅用地については売却をし、その費用を地元負担金の一部に充当します。
Q)住宅用地は、誰でも取得できるのか。
A)次男、三男が優先されますが、他からの転入も可能です。
Q)多治見市役所からどれくらい離れているのか。
A)車で15分程度であり、距離にして10km程度です。

農業農村－2

- Q)2-2ページと2-3ページの着工前と完成後の違いはなにか。
A)2-2ページの工事は、現況の用水路が、老朽化により漏水が多く、維持管理に苦勞していたことから、整備を行っています。
2-3ページの工事は、圃場整備によって区画を整備し、営農労力の節減を図っています。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

- ・再評価箇所 農業集落排水事業(日吉南部地区)
 - ・説明者 兼松瑞浪市建設水道部次長兼下水道課長
- #### 〈審議内容〉

- Q)補助率はどれくらいか
A)国50%、市45%、農家負担5%です。
Q)市が45%と言われたが県の補助はないのか。
A)県からは次の年に特定基盤整備推進交付金としていただいている。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

5 審議内容とりまとめ

本日審議した再評価実施箇所については、事業主体の対応方針を了承する。

閉会の挨拶 (鈴木工事検査課長)